

議

長

(14時15分)

休憩中に井上栄一君ほか4名から「発議第2号松田町議会基本条例の一部を改正する条例」が提出されました。地方自治法第112条第2項に規定する賛成者を得られております。

お諮りします。提出されました発議第2号を日程に追加し議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、追加日程第1「発議第2号松田町議会基本条例の一部を改正する条例」を直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程の日程第12の次に追加日程第1として追加をお願いします。

事務局は発議第2号を配付してください。

(発議書配付)

議

長

追加日程第1「発議第2号松田町議会基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

6 番 井

上

それでは、発議第2号松田町議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年6月9日提出。提出者、松田町議会議員 井上栄一。賛成者、松田町議会議員 内田晃、松田町議会議員 平野由里子、松田町議会議員 南雲まさ子、松田町議会議員 寺嶋正。

提案理由。町議会議員の政治倫理の意識の確立に努め、町民に信頼され公正かつ民主的な町政の発展に資することを目的とし、議会議員の政治倫理に関する規律の基本となることを定めるため、議会基本条例の一部改正を行う。

次のページをお願いします。松田町議会基本条例の一部を改正する条例。松田町議会基本条例の一部を次のように改正する。第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

議員の政治倫理、第7条。議員は、町民の信託に応えるため、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努める。

第2項、議員の政治倫理に関する事項は別に定める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

次の参考資料1をお願いをいたします。松田町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表。改正案、新設としまして、「議員の政治倫理、第7条、議員は町民の信託に応えるため、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努める。第2項、議員の政治倫理に関する事項は別に定める」を新設として追加をいたします。以下、現行の第7条から第11条をですね、改正案のとおり第8条から12条ということで1条ずつ加え、条ずれを直します。

1枚おめくりください。参考資料2でございます。議会基本条例の中で、第2項、別に定めるとした規定をですね、参考資料の2として掲げました。松田町議会議員の政治倫理規定の案ということで、第1条の目的から第2条議員の責務、第3条政治倫理基準、第4条その他となっております。

よろしく御審議の上、皆様方の賛同をお願いをいたします。終わります。

議長 提案者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。発議第2号松田町議会基本条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。